



日本債券インデックスファンド

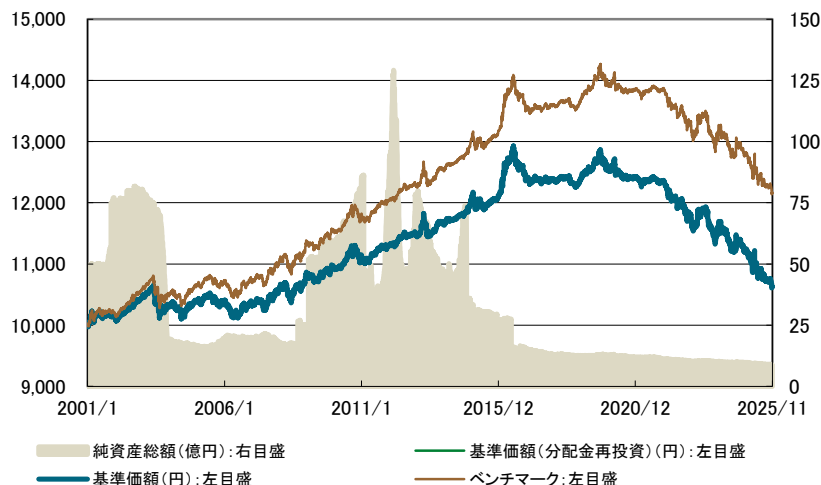
追加型投信／国内／債券／インデックス型

当初設定日：2001年1月23日

作成基準日：2025年11月28日



基準価額の推移



- ※ データは、当初設定日から作成基準日までを表示しています。
- ※ 基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。
- ※ 基準価額は、信託報酬控除後です。
- ※ ベンチマークは、NOMURA-BPI総合です。当初設定日を10,000として指数化しています。

基準価額、純資産総額

	当月末	前月末比
基準価額	10,630円	-125円
純資産総額	8.85億円	-0.14億円

期間別騰落率

	ファンド	ベンチマーク	差
1ヵ月	-1.16%	-1.13%	-0.03%
3ヵ月	-1.14%	-1.05%	-0.09%
6ヵ月	-2.03%	-1.85%	-0.18%
1年	-5.32%	-4.95%	-0.37%
3年	-9.70%	-8.36%	-1.34%
設定来	6.40%	21.63%	-15.23%

- ※ ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。

NOMURA-BPI総合とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額 10 円

決算期	2023年1月	2024年1月	2025年1月
分配金	0 円	0 円	0 円

- ※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>

- 当資料は三井住友トラスト・アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクを伴います。)に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
- 当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により運用方針等が変更される場合があります。



日本債券インデックスファンド

追加型投信／国内／債券／インデックス型

当初設定日 : 2001年1月23日

作成基準日 : 2025年11月28日



資産の状況

※ 当ページの数値はマザーファンドベースです。債券評価額には経過利子を含めています。

資産内容

債券	99.95%
債券先物取引	0.00%
短期金融資産等	0.05%
合計	100.00%

※ 対純資産総額比です。

特性値

残存年数	10.58 年
修正デュレーション	8.14
最終利回り	1.74 %
直接利回り	1.07 %

※ 修正デュレーションとは債券価格の金利変動に対する感応度(変動率)を表しており、この値が大きいほど金利変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

※ 利回り(税引前)は純資産総額に対する値、その他は組入債券に対する値です。また、ファンドの運用利回り等を示唆するものではありません。

種類別構成比

種類	ファンド	ベンチマーク
国債	85.05%	85.05%
地方債	5.78%	5.84%
政府保証債	1.27%	1.25%
金融債	0.31%	0.29%
事業債	6.15%	6.13%
円建外債	0.34%	0.31%
MBS	1.11%	1.09%
ABS	0.00%	0.05%

※ 対現物債券構成比です。 組入銘柄数: 819

残存期間別構成比

残存年数	比率
3年未満	20.09%
3年以上7年未満	30.52%
7年以上	49.34%

※ 対純資産総額比です。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。



日本債券インデックスファンド

追加型投信／国内／債券／インデックス型

当初設定日 : 2001年1月23日

作成基準日 : 2025年11月28日



ファンドの特色

わが国で発行された公社債に分散投資を行い、NOMURA-BPI総合と連動する投資成果を目標として運用を行います。

投資リスク

《基準価額の変動要因》

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
従って、**投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
- **信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様にご帰属します。**
- **投資信託は預貯金と異なります。**

【金利変動リスク】

債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

【信用リスク】

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ファンドは、NOMURA-BPI総合と連動する投資成果を目標として運用を行います。ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要性が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。



日本債券インデックスファンド

追加型投信／国内／債券／インデックス型

当初設定日 : 2001年1月23日

作成基準日 : 2025年11月28日

お申込みメモ

- 購入単位** … 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 購入価額** … 購入申込受付日の基準価額とします。
(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
- 換金単位** … 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 換金価額** … 換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
- 換金代金** … 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
- 申込締切時間** … 原則として、販売会社の営業日の午後3時までにお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 換金制限** … ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 購入・換金申込受付中止及び取消し** … 金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、及びすでに受付けた購入のお申込みの取消しを行うことがあります。
- 信託期間** … 無期限(2001年1月23日設定)
- 繰上償還** … 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。
・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合
・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合
・やむを得ない事情が発生した場合
- 決算日** … 毎年1月22日(休業日の場合は翌営業日)です。
- 収益分配** … 年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。
- 課税関係** … 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。
ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

《投資者が直接的に負担する費用》

■ 購入時手数料

購入申込受付日の基準価額に**1.1%(税抜1.0%)を上限**として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ 信託財産留保額

換金申込受付日の基準価額に**0.1%**の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

《投資者が信託財産で間接的に負担する費用》

■ 運用管理費用(信託報酬)

運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下の通りです。

純資産総額に対して**年率0.407%(税抜0.37%)**を乗じて得た額

■ その他の費用・手数料

有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額等をその都度、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。なお、監査費用は委託会社が負担します。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

※ 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「お申込みメモ」、「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

＜本資料のお取扱いにおけるご留意点＞を必ずお読みください。

作成基準日 : 2025年11月28日